平成31年1月18日 30健健発第11837号

改正 令和3年6月13日3健健発第10519号健康政策部長決定

改正 令和4年2月9日3健健発第11956号健康政策部長決定

改正 令和5年5月22日5健健発第10335号健康政策部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時の救護活動に資するため、大田区災害時医療職ボランティア (以下「医療職ボランティア」という。)の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (登録の対象)

- 第2条 この要綱に基づく医療職ボランティアとして登録ができる者は、大田区(以下「区」という。) の区域内(以下「区内」という。)又はその近隣区市の区域内に在住、在勤又は在学している者のうち、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する保健師、助産師、看護師及び准 看護師
 - (2) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に規定する歯科衛生士
 - (3) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師
 - (4) 救急救命士法(平成3年法律第36号)に規定する救急救命士

(活動内容等)

- 第3条 医療職ボランティアは、区内に大規模な災害が発生し、区が救護所又は避難所(以下「救護所等」という。)を開設した場合は、第5条第1項の規定により指定された救護所等に参集するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定により参集した医療職ボランティアは、救護所にあっては医療救護活動、避難所にあっては保健衛生活動(以下「保健医療活動」と総称する。)に従事するものとする。
- 3 医療職ボランティアの活動期間は、区が救護所等を閉鎖するまでの間とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、活動期間を延長することができる。
- 4 前3項に規定する活動は、無償で行うものとする。

(登録の申込み)

第4条 この要綱に基づく医療職ボランティアとして登録を希望する者(以下「申込者」という。) は、大田区災害時医療職ボランティア登録届(別記第1号様式)に第2条各号のいずれかの資格を 証明する書類の写し及び本人であることを証明する書類の写しを添えて、区長に提出しなければな らない。

(登録の決定及び通知)

- 第5条 区長は、前条の規定により提出された登録届等を審査し、適当と認める場合は医療職ボランティアとして大田区災害時医療職ボランティア登録名簿(別記第2号様式)に登録し、参集する救護所等を指定するものとする。
- 2 区長は、登録の可否及び参集する救護所等を申込者に通知するものとする。 (登録証の交付等)
- 第6条 区長は、前条第1項の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)に対して大田 区災害時医療職ボランティア登録証(別記第3号様式。以下「登録証」という。)を交付する。
- 2 登録者は、保健医療活動を行う場合は登録証を携帯し、本人確認のために関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録期間等)

- 第7条 登録者の登録期間は、第5条第2項の規定により通知した日から当該日の属する年度の3月 31日までとする。
- 2 前項の登録期間は、辞退の申出、住所地又は勤務地の変更等により、登録者が保健医療活動に従事できないと区長が判断した場合を除き、さらに1年間期間の更新をするものとし、以後この例による。
- 3 登録者は、登録した事項に変更がある場合は、区長に大田区災害時医療職ボランティア登録変更 届(別記第4号様式)を提出しなければならない。

- 4 登録者は、登録を辞退する場合は、区長に大田区災害時医療職ボランティア登録辞退届(別記第 5号様式)を提出しなければならない。
- 5 区長は、登録者が医療職ボランティアとして不適当と認めたときは、当該登録を抹消することができる。
- 6 登録を辞退し、又は抹消された者は、直ちに登録証を区長に返還しなければならない。 (訓練等への参加)
- 第8条 登録者は、救護所等における円滑な保健医療活動に資するため、区又は医療関係団体が実施 する研修、訓練等に積極的に参加するように努めるものとする。

(区の責務)

第9条 区は、登録者に対し、前条の研修、訓練等を実施するほか、保健医療活動に要する資器材の 確保に努めるものとする。

(損害補償)

第10条 登録者の保健医療活動中の事故等については、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(個人情報)

- 第11条 区長は、この要綱に関する個人情報を保健医療活動に必要な範囲で、関係機関へ情報提供を するものとし、それ以外の用途には利用しないものとする。
- 2 区長は、個人情報の授受、保管及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって個人情報 の保護に必要な万全の措置を講じるものとする。
- 3 区長は、登録者から提供された個人情報について、保管の必要がなくなったと認めるときは、漏 えいを防止する方法で確実に処分するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康政策部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく医療職ボランティアの登録のために必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 大田区災害時看護職ボランティア登録要綱(平成28年9月1日28健健発第10947号決定)は、平成 31年2月28日をもって廃止する。ただし、この要綱による廃止前の大田区災害時看護職ボランティ ア登録要綱の規定により看護職ボランティアに登録された者については、この要綱の規定により医 療職ボランティアとして登録された者とみなす。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第7条関係)

第5号様式(第7条関係)

大田区災害時医療職ボランティア登録届

(宛先) 大田区長

													1	丰	月	日
職	វ៉	種						9	色許番号	+						
((フリガナ	-)														
氏	į	名														
h4	_	Dil	F	1	_	生生	∓月I	B								
性	=	別	男	; •	女	昭和	□ • <u>3</u>	平成 _		年		月	日	(卢	麦)_
			(₹	=	_	_)								
住		所														
電	話 番	号						1	携帯電詞	舌:						
メ	ールアドレ	ノス														
勤	. 3 ⁄a	#	名称	<u>, </u>								電話	番号			
当 儿] 務 (学 校	.、											()	
就学	(子 校 3者:現在の菫		(₹	=	_	_)								
	ガロ・乳性の重 战者:直近の菫					31£ #1			#1		- /·l					
						常勤	•	非常	勤•	₹(り他 (()		
活動	を希望する救	(護所等	の番	号を	右記に	ご記ノ	し願し	います。								
	産師、歯科衛:		らは、	下記	救護所	「等以 を	トの場	易所でσ	活動と	1	第一希	望()	第二	希望	()
なるが	ため記入不要	です。														
1	大田病院		2	東京	労災病	院	3	東邦大	学医療	セン	ターナ	大森病	院			
4	大田池上病院	院	⑤	池上	総合病	院	6	大森赤	:十字病	院	7 B	園調	布中县	快病院		
8	荏原病院		9	東急	病院		10	目蒲病	院	11)	本多	病院	12	東京	莆田病	院
13)	牧田総合病院	院	14)	J C	HO東	京蒲田	田医網	療センク	Þ —	15)	渡辺	病院				
16	入新井第一	小学校	17)	馬込	小学校	ξ	18	東調布	中学校	(⑨ 六	郷中学	校			

上記の情報が、区の保健医療活動に必要な範囲で関係機関へ情報提供されることに同意し、大田区災害 時医療職ボランティア登録制度に申し込みます。

氏 名(自 署)

所管課確認欄							
署名	免許	本人確認					

収受印	

大田区災害時医療職ボランティア登録名簿

登録 番号	資格	S情報								個人情報					受付日
番号	職種 ▼	免許番号 🔻	氏名 🔻		ΞE	▼ 性5	▼ 生年月日▼	郵便番号▼	居住自治(▼	住所 ▼	電話番号▼	携帯電話 🔻	メールアドレス▼	参集場所 ▼	安打日
1															
2															
3															
4															
5													***************************************		
6															
7															
8													***************************************		
9															
10															
11															
12													***************************************		
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26		***************************************		1				-					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•	
27									-				***************************************		
28									-				***************************************		
29	İ														
30															

(表)



大田区災害時医療職ボランティア登録証

格:

登録番号:

氏 名:



大田区公式PRキャラクター

大田区(担当部課名)発行

(裏)

発 行 日

年 月 日

(注意事項)

- 1 救護所等において保健医療活動を行う場合には、必ず本証を 所持し、必要のあるときは提示願います。
- 2 本証を紛失、破損、記載事項に変更があったときには、速や かに届け出てください。
- 3 登録の身分を失ったときは、速やかに返納してください。

大田区災害時医療職ボランティア登録変更届

(宛先) 大田区長

年 月 日

変更する欄に○記を付けてください。

変更する欄に〇記を刊() (\ / / / / / / / / / / / / / / / / / /						
職種	免許番号						
(フリガナ)							
氏 名							
20 0							
. \. □.	│ □ □ □ □ 生年月日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
性別	男 ・ 女 昭和・平成 <u>年 月 日(歳)</u>						
	(T)						
住 所							
電話番号	携帯電話:						
メールアドレス							
	名称 電話番号						
#h 3⁄4 /+	()						
勤務先	(〒 –)						
(就労中の方のみ) 学 校							
子							
	常勤・非常勤・その他()						
登録している救護	護所等の番号 ()						
① 大田病院	② 東京労災病院 ③ 東邦大学医療センター大森病院						
④ 大田池上病院	⑤ 池上総合病院 ⑥ 大森赤十字病院 ⑦田園調布中央病院						
⑧ 荏原病院	⑨ 東急病院 ⑩ 目蒲病院 ⑪ 本多病院 ⑫ 東京蒲田病院						
① 牧田総合病院	⑭ JCHO東京蒲田医療センター ⑮ 渡辺病院						
16 入新井第一小学校	① 馬込小学校 ⑧ 東調布中学校 ⑨ 六郷中学校						

大田区災害時医療職ボランティア登録の変更について報告します。

氏	名	(自	署)		

収受印

大田区災害時医療職ボランティア登録辞退届

(宛先) 大田区長

	年 月 日
職種	免許番号
(フリガナ)	
氏 名	
h4 D1	生年月日
性別	男 ・ 女 昭和・平成 <u>年 月 日(歳)</u>
	(〒 −)
住 所 	
電話番号	携帯電話:
メールアドレス	
	名称 電話番号
勤 務 先	
(就労中の方のみ)	(〒 −)
学校	
	常勤・非常勤・その他()
登録している救討	隻所等の番号 ()
① 大田病院	② 東京労災病院 ③ 東邦大学医療センター大森病院
④ 大田池上病院	⑤ 池上総合病院 ⑥ 大森赤十字病院 ⑦田園調布中央病院
⑧ 荏原病院	⑨ 東急病院 ⑩ 目蒲病院 ⑪ 本多病院 ⑫ 東京蒲田病院
⑬ 牧田総合病院	④ JCHO東京蒲田医療センター ⑤ 渡辺病院
⑯ 入新井第一小学校	⑪ 馬込小学校 ⑱ 東調布中学校 ⑲ 六郷中学校

大田区災害時医療職ボランティア登録の辞退を申し込みます。

<u>氏</u>	名(自	署)	
			収受印